

Sony Music Foundation presents

THE 10th
INTERNATIONAL 
OBOE
COMPETITION OF JAPAN 2012
in Karuizawa

第10回 国際オーボエコンクール・軽井沢

2012年9月30日(日)–10月8日(月・祝)

軽井沢大賀ホール (長野県軽井沢町)

参加規定

主催: Sony Music Foundation (財団法人ソニー音楽芸術振興会)
後援: 文化庁／国際ダブルリード協会／日本オーボエ協会／軽井沢町／軽井沢町教育委員会／
信濃毎日新聞社／FM軽井沢
協力: ソニー株式会社
協力: 財団法人群馬交響楽団／日本ダブルリード株式会社／軽井沢大賀ホール／ヤマハ株式会社

I コンクール概要

国際オーボエコンクールは、1985年より3年毎に開催している世界でも有数のオーボエ単独の国際コンクールです。オーボエの真価を広めると共に、オーボエ奏者の輩出と育成に努め、日本及び世界への活躍の場を広げ、国際的な視野をもって音楽文化の発展に寄与することを目的としています。第7回までは東京にて、2006年の第8回から長野県の軽井沢大賀ホールにて開催しています。

国際音楽コンクール世界連盟会員。

1. 名称 第10回 国際オーボエコンクール・軽井沢
THE 10th INTERNATIONAL OBOE COMPETITION OF JAPAN 2012 in Karuizawa

2. 運営組織 第10回 国際オーボエコンクール・軽井沢 委員会

会長 中鉢 良治

運営委員 岡 路子(委員長・事務局)

古部 賢一

小畑 善昭

吉田 将

顧問 大西 泰輔

審査委員長 ハンスイェルク・シェレンベルガー オーボエ奏者、指揮者

審査委員 モーリス・ブルグ

古部 賢一

ゴードン・ハント

小畑 善昭

ノーベルト・トイブル

吉田 将

オーボエ奏者

新日本フィルハーモニー交響楽団首席オーボエ奏者

フィルハーモニア管弦楽団 ソロ・オーボエ奏者

ロンドン室内管弦楽団 ソロ・オーボエ奏者

東京藝術大学教授

ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団 クラリネット奏者

読売日本交響楽団首席ファゴット奏者

(アルファベット順)

3. 日程 申込期間 2012年2月1日(水)～4月2日(月)【必着】

録音音源による予備審査(非公開) 2012年4月

出場者登録 2012年9月27日(木)

(以下、全日程公開)

第1次予選 2012年9月30日(日)・10月1日(月)

◇第1次予選通過者発表:10月1日(月)

第2次予選 2012年10月3日(水)・4日(木)・5日(金)

◇第2次予選通過者発表:10月5日(金)

本選及び表彰式 2012年10月7日(日)

上位入賞者と審査委員によるコンサート 2012年10月8日(月・祝)

4. 会場 軽井沢大賀ホール <http://www.ohgahall.or.jp/>
〒389-0104 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東 28-4(標高 1000メートル)

II 参加申込について

1. **参加資格** 1982年から1994年までに出生した者。
過去に当コンクールにおいて第1位を受賞した者を除く。

2. **参加申込** [A] 申込方法 参加希望者は、以下の(a)~(d)すべてを期日までに提出すること。
 - (a) 参加申込書(すべての項目に記入のこと)
ウェブサイトからもダウンロードが可能。 <http://oboeck.jp>

 - (b) 写真 正面・上半身・申込日から半年以内に撮影したもの。
白黒、またはカラー写真で、著作権による制限のないもの。
(チラシや雑誌からの切り抜きは不可)
公式パンフレット、ウェブサイト、広報等に使用する。
 - ・データの場合
データ送信するか、CDに保存して送付すること。
300dpi以上で、写真のファイル名は、申込者の氏名にすること。
 - ・紙焼きの場合
裏面に氏名を明記して7cm×10cm程度のサイズを2枚提出すること。

 - (c) 年齢を証明する公式文書(パスポート等。コピー可。)

 - (d) 予備審査課題曲が録音されたCD、MD。
カセットテープ、ビデオテープ、DVD等の映像素材不可。データ送信不可。
録音物には、参加者名、曲名、録音場所、録音年月日を明記すること。
録音は、2011年10月以降に行われたもので、未編集の音源に限る。

[B] 申込先 Sony Music Foundation(財団法人ソニー音楽芸術振興会)内
第10回 国際オーボエコンクール・軽井沢 事務局
〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1 JS市ヶ谷ビル7F
TEL:03-3261-9933 FAX:03-3261-9898
e-mail:info@oboeck.jp

[C] 申込期間 2012年2月1日(水)~4月2日(月)【必着】

提出書類等は返却しない。
コンクール出場者の以下の情報は公開される。
【国籍、氏名、生年月日、演奏曲、学歴、音楽歴】

3. **予備審査** (非公開) コンクール第1次予選出場者を決定するため、前項の提出物による予備審査を行う。
過去に、当コンクールにおいて第2次予選に出場した者は、録音物の提出は免除される。
録音物による予備審査は、審査委員長と日本在住審査委員により行われ、参加申込者の一切の情報は、当該審査委員には開示されないブラインド審査で行われる。
予備審査の結果は、2012年5月31日(木)までに、すべての参加申込者に通知する。

Ⅲ コンクールへの出場について

1. **参加料** 予備審査通過者は、参加料として、日本円で20,000円を、2012年6月30日(土)までに指定口座に着金すること。
参加料は、如何なる事由があっても返却しない。
送金にかかる手数料は、申込者の負担とする。

2. **出場登録** コンクール出場者は、2012年9月27日(木)に、事務局が軽井沢町内に指定する登録会場
で出場登録を行わなければならない。
コンクールにおける演奏順は、出場登録時に抽選で決定する。
一度決定した演奏順は、コンクール期間を通じて適用される。

3. **日本国外からの出場者への渡航費補助**
日本国外に居住し、事務局が必要と判断した出場者へは、下記金額を出場登録時に日本円で支給する。
 - ◇ アメリカ/ヨーロッパ/アフリカからの参加者・・・ 80,000円
 - ◇ アジア/オセアニア地域からの参加者…………… 40,000円支給される金額については、日本の法律により源泉徴収をする必要があるときは、これを控除した上で支給する。

4. **出場者への滞在費補助**
出場登録日から下記期日まで、事務局指定のホテルに限り、出場者の宿泊料金(シングル1名の基本室料・朝食付)を事務局が負担する。
これ以外の滞在費はすべて出場者が負担すること。
 - ◇ 第1次予選出場者 9/27～第1次予選終了日の翌朝まで (10/2朝)
 - ◇ 第2次予選出場者 9/27～第2次予選終了日の翌朝まで (10/6朝)
 - ◇ 本選出場者 9/27～上位入賞者と審査委員のコンサートの翌朝まで (10/9朝)

5. **共演** 事務局は公式伴奏者、共演オーケストラを用意する。
伴奏者を同伴する場合、伴奏者に掛かるすべての経費は出場者が負担すること。
公式伴奏者、共演オーケストラとの練習時間、場所などは、事務局が指定する。
公式伴奏者は、第1次予選、第2次予選、本選翌日のコンサートで異なる場合がある。

6. **賞**
 - ◆ 第1位【大賀賞】 表彰状・表彰金130万円、トロフィー。
※当コンクールの提唱者である大賀典雄(財団法人ソニー音楽芸術振興会前理事長/1930-2011)に因み、第10回コンクールより第1位を大賀賞と冠することを定める。
 - ◆ 第2位 表彰状・表彰金 70万円
 - ◆ 第3位 表彰状・表彰金 30万円同位入賞者が複数の場合は、別途委員会にて表彰金金額を決定する。
また、該当者がいない場合は、各位は空位となる。
 - ◆ 入賞 表彰状・表彰金 10万円
第4位以下の本選出場者全員に与えられる。

◆ ソニー賞 記念品

ソニー株式会社より本選出場者全員に贈られる。

◆ 奨励賞 表彰状

日本国籍をもつ出場者の中で、委員会で決定した者に対し贈られる。
但し、該当者がいない場合は適用されない。

◇ この他、特別賞、聴衆賞などの賞を定めることがある。

上記賞金について、日本の法律により源泉徴収をする必要があるときは、これを控除した上で支給する。

7. 上位入賞者と審査委員のコンサート

(原則として第1位から第3位までの)上位入賞者は、本選翌日(10月8日)の『上位入賞者と審査委員のコンサート』に出演する。

上位入賞者の当コンサートへの出演に対する報酬は支払われない。

演奏曲目は賞者がコンクールで演奏した課題曲のうちから、審査委員が決定する。また、演奏部分を指定することがある。

8. その他

[A] 査証取得

当コンクール出場のために入国査証が必要な場合は、出場者本人の責任で入国査証を取得すること。共演者についても同様とする。尚、取得のために必要な書類は、事務局に申請すること。

[B] 保険

当コンクール期間中の出場者及び共演者自身の健康に関する保険、また、楽器等所持物の事故、火災、盗難、破損等に関する保険は、出場者及び共演者自身が加入すること。

[C] 著作隣接権

本選翌日の上位入賞者と審査委員のコンサートを含む、本コンクール期間中に行われるすべての演奏、式典についての写真、録音、録画、放送等に関する諸権利は、すべて主催者に帰属する。

[D] 日本の法律への準拠

この参加規定に関して発生する問題については、日本語の本規定に基づき、かつ日本法に準拠して解決される。